

# 人身売買罪

## 概要

---

### 1. 人身売買とは

人身売買とは、人間を誘拐などの強制手段や甘言によって誘い出し、移送し、金銭などによってこれを売り払う行為のことである。トラフィッキング(=交通)、人の密輸ともいわれ、また警視庁等はこれを人身取引と表現している。

その目的は、強制労働、性的搾取、臓器移植、国際条約に定義された薬物の生産や取引、養子などにある。1980年代以降、特に1996年の「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」以降、国際的な人身売買が国際問題として取り上げられることが多くなっている。現代社会においては、おおむねどの国においても犯罪行為とされており、国際社会から忌み嫌われている。

また、1949年に発効した国際連合の「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」によって禁止されている。

### 2. 日本の現状

わが国では1980年代から、就労目的で来日するアジア諸国を中心とした外国人の増加が続いている。女性の場合、バー、スナックなどの飲食産業での就労を目的とするものが多く、飲食店や性風俗店で働く外国人女性が日本各地で見られるようになった。

こうした中、1980年代後半から、来日外国人女性による殺人事件が相次いで発生した。事件の捜査や裁判の過程で、「加害者」は、騙されて日本に連れてこられ、パスポートを取り上げられて架空の借金を背負わされたうえで、監禁・暴行を受けながら性風俗産業などでの売春を強要されていた人身取引の被害者であり、反対に「被害者」が実は人身取引の加害者であることが分かるなど、我が国における人身取引の実態が次第に明らかになってきた。

しかし、被害者であるはずの女性は実際は不法滞在者などと同等とみなされるなど被害者保護は十分でなかった。

### 3 . 立法経緯・事実

1949年 「人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（1949年条約）」

1966年 「市民的および政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」

1966年 「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」

1979年 「女性差別撤廃条約」

1989年 「子どもの権利条約」

2000年 「人身売買議定書」  
はじめて「人身売買」を定義

2004年 「人身取引対策行動計画」

2005年 「刑法改正」 「人身売買罪」新設へ

人身売買罪とは、**刑法第 226 条の 2（人身売買）**、**第 226 条の 3（被略取者等所在国外移送）**の犯罪をいう。日本は海外からの人身売買そのものを取り締まる法制度がなかったため、国連から不備を指摘されていたことに対応したものである。人の自由を奪う罪として、略取・誘拐、逮捕・監禁などの罪と並ぶ犯罪として位置づけられる。内容的には、買い受け、売買、売り渡し、国外移送が区別されている。

---

**刑法 226 条の 2 は、**

- (1)人を買った者は、3 月以上 5 年以下の懲役に処するとする原則規定に加え、
- (2)未成年者を買った者は、3 月以上 7 年以下の懲役に処すると、刑罰を強化し、
- (3)営利、わいせつ、結婚または生命もしくは身体に対する加害（臓器売買等）の目的で、人を買った者は、1 年以上 10 年以下の懲役に処するとして、目的による処罰を強化している。
- (4)人を売り渡した者は、(1)(2)(3)のような区別なしに、1 年以上 10 年以下の懲役に処する
- (5)所在国外（日本との間での輸出入に限らない）に移送する目的で、人を売った者は、2 年以上の有期懲役に処する。

**刑法第 226 条の 3** は、略取され、誘拐され、または売られた者を所在国外に移送した者は、2 年以上の有期懲役に処するとしている。人の密輸は人身売買罪とは別の犯罪とされているのである。また、これらの未遂犯も処罰される（刑法第 228 条）。

## 適用事例

・2008年12月、当時17歳と18歳だったマカオ出身の少女を約70万～77万円で千葉県内の飲食店に引き渡し、売春させたとして、3容疑者に人身売買罪が適用された。

少女らはカラオケスナックの求人とだまされ来日したが、売春を強要させられた。

・外国人の女性だけでなく日本人の女性の売り渡しも対象になる。

2007年7月、風俗店に勤めていた日本人女性が無断欠勤を理由に経営者に架空の借金を背負わされ、支払えず逃走を試みたものの、別の経営者に売り飛ばされた。

## 論点 1

人身売買罪が立法化に至った背景には、国際的に国内法の不備を指摘されたことが要因としてあげられる。

このように外国からの要望により、日本の刑法を改正することは果たして妥当といえるのだろうか。話し合ってみてください。

米務省が発表する「人身売買に関する年次報告書 (Trafficking in Persons Report)」では、人身売買問題への各国政府の取り組み度合いを審査し、3つの階層 (Tier) に分類している。

第1階層は、取り組みのあり方が国際基準を充たしている国、第2階層は問題への取り組みを表明しているが未だ国際基準を充たしていない国である。

日本は、報告書内で、毎年多数の女性および子供が性的搾取を目的とする人身売買により、アジア、ラテンアメリカ、東ヨーロッパ諸国から日本に連れてこられており、また日本の暴力団組織が国際的な人身売買に関与していると指摘された。

同レポートにより日本の人身売買問題を初めて指摘された2004年の時点では人身売買を禁止する特別な法令が日本には無かったため、「政府が被害者を十分に保護していない」と激しく非難された。

依然として、「人身売買撲滅のための最低限度のレベルを十分には満たしていない」とはされているものの、2005年に人身売買罪を含む改正刑法が可決されるなど、日本政府の人身売買問題に対する取り組みが評価されて、2005年現在は要監視対象リストから外され、4段階中2番目 (TIER 2) に位置づけられている。

そして最下層の第3階層は「人身売買撲滅に向けた最低限の取り組み基準さえ遵守できていない国」、言い換えれば、人身売買を許容、支援している国として、米政府による経済制裁を受け

うるブラックリストに記載されることを意味する。

しかし、この判断基準に対しては疑念が広まっている。

同報告書では、その「第3階層」分類にキューバやベネズエラを入れているが、専門家達の間では、これらの決定は人身売買の現実よりは政治的な意図を反映したものではないかとの見方が広がっている。

2005年の報告書では、調査対象となった150か国中、14カ国が「第3階層」該当国として発表された（ボリビア、アクアドル、カタール、アラブ首長国連合、ミャンマー、ジャマイカ、サウジアラビア、ベネズエラ、カンボジア、クウェート、スーダン、キューバ、北朝鮮、トーゴ）。

米務省は、概要説明の中で、「各国の階層分類は、各国の政府が人身売買の問題にどの程度取り組んでいるかを、米国の法律の規定に照らし合わせて、厳正な審査に基づいて行われている」「審査基準となる法律は『人身売買犠牲者保護法』で、判断基準は全ての国に公平に適用されている」と述べている。しかし実際は、3つの『階層』がどのような基準で設定され、対象国がその間をどのように振り分けられているのか、明確な判断基準を見出すのは難しい。

米国政府と数年にわたり対立しているベネズエラの場合をしてみると、同報告書は「ベネズエラ政府は人身売買に取り組むNGOへの支援を一切しておらず、取り組みは不十分。」と厳しく指摘し（一方、具体的な問題事例は挙げていない）、「第3階層」に分類している。

この報告書の結論に対してベネズエラ大使館は、同政府の人身売買対策に関する具体的な取り組み事例を挙げ（1. 640団体を動員し数千人を対象にした人身売買問題アウェアネスキャンペーンの実施、2. 外国人のモテル利用状況のモニタリング、3. 入出国記録のモニタリング強化）、「（米務省が）ベネズエラを『第3階層』に分類した背景には、わが政府の取り組みの実態を全く知らないか、或いは、善意の取り組みを歪曲して国際社会に伝える意図があるかだ」と報告書の内容を非難した。

ベネズエラ同様、米国政府と敵対関係にあるキューバに関する報告箇所では、「人身売買に関する状況を判断するに足る信頼できるデータがない。」「一方で、子供売春の実態は目に見えて深刻である」と指摘し、「第3階層」に分類している。

しかし、このキューバのケースでも同報告書が「第3階層」に位置づける具体的なデータ根拠を明示していないことから疑念の声が上がっている。

米国がベネズエラを「第3階層」に分類した目的は、ベネズエラが失敗国家であることを国際社会に示し、米州機構（OAS）の介入対象国にすることためとも言われている。

また「第3階層」該当国に対して米国が発動しうる経済制裁には、人道上の支援を除く国際支援の停止や、国際通貨基金（IMF）・世界銀行を含む公的な融資機関による当該国への融資に対して、米国政府が反対の立場をとるなどの措置が含まれる。

米国がこれまでに制裁対象として標的に挙げた国々は、ミャンマー、北朝鮮、キューバ、スーダン、ベネズエラといった、米国と外交関係にない、もしくは、緊張関係にある国々である。

また、このような国別評価に基づく制裁措置を行うことの賢明さや実際の効果に疑問を呈する人々もいる。制裁措置よりも、人身売買の状況を把握するモニタリングのメカニズムを向上させる努力をした方が効果的という声もある。

人身売買報告書の記載で主に欠落しているポイントは、人身売買の背景となっているラテンアメリカ諸国における経済状況についての説明である。貧困そのものだけが人身売買の原因ではなく、その貧困による人々の苦境を食い物にする仲介者（友人・恋人を装って声をかけるリクルーター、運び屋）や、売春斡旋業者の存在が人身売買の問題を引き起こしており、そして、各国内外の売春婦を求める需要が人身売買の犠牲者を飲み込む市場を形成している。メキシコとラテンアメリカに買春旅行に訪れる顧客需要の8割は米国人とカナダ人が占めている。

しかし、この報告書ではアメリカは自国については位置づけを行っていないという矛盾もある。

## 論点2

人身売買議定書によると、被害者の同意の有無は問わず、被害者が拘束されている実質があれば人身売買に当たるとされている。それでは被害者の同意を得た上でならば、仕事のあっせんという意味で派遣労働といかなる違いがあるのだろうか。

同意があったとき人身売買と人材派遣に違いはあるのか、それならば何をもちて区別するべきなのかを議論していただきたい。

人身売買議定書『「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫もしくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他のものを支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭もしくは利益の授受の手段を用いて人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受することという。…(中略)上に規定される手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が搾取に同意しているか否かを問わない。』

### 二つは違う

- ・被害者の同意は金銭的、身分的に対等な立場ではない状況での同意であって、自由意思による同意ではない
- ・人身売買は使用者による搾取の要素が大きい
- ・人身の拘束が行われているか否か

### 二つは同じ

- ・日本の派遣労働者も正規雇用を望みながら非正規雇用にならざるを得ず同意しているため、完全な自由意思の同意は人材派遣にも無い
- ・人材派遣会社も中間搾取によるピンハネなどが常態化している
- ・労働契約における自由の制限は当然である

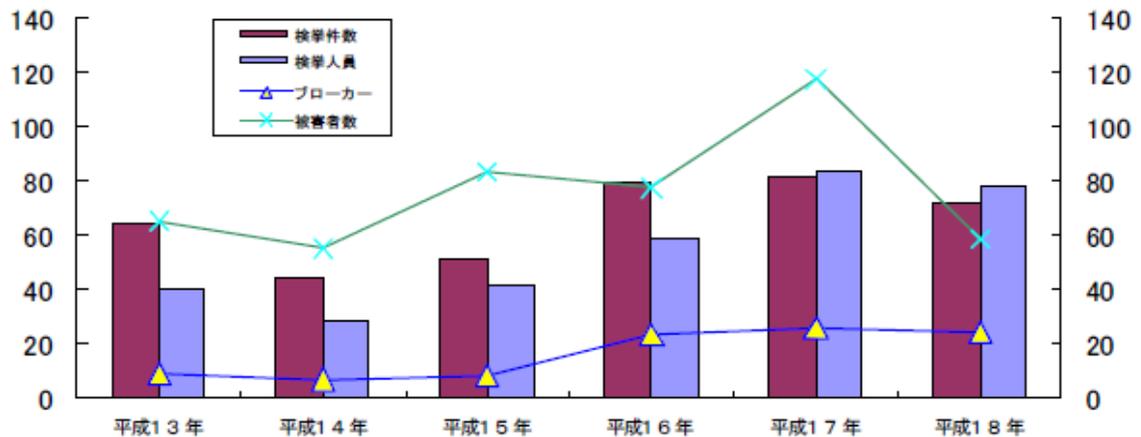
～例～たとえばフィリピンの貧しい家族を養うために日本で売春を行って送金しようと思ひ、待遇などもすべて同意の上で仲介を受けて売春を行った場合はどうか。

法制審議会:売春を望んだのではなく家族を養うことを望んだのであり、この場合の同意は自由かつ真摯なものではない。よって人身売買となり犯罪である。

## 資料

### 【人身取引事犯の検挙状況】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
検挙件数	64	44	51	79	81	72
検挙人員	40	28	41	58	83	78
ブローカー	9	7	8	23	26	24
被害者総数	65	55	83	77	117	58
フィリピン	12	2		13	40	30
インドネシア	4		3		44	14
中国（台湾）	7	3	12	5	4	10
タイ	39	40	21	48	21	3
韓国				3	1	1
ルーマニア					4	
オーストラリア					1	
エストニア					1	
コロンビア	3	6	43	5	1	
ロシア				2		
ラオス				1		
中国		4	2			
カンボジア			2			



### 人身売買に関する年次報告書とは

アメリカ国務省が毎年発表している人身売買に関する報告書で、142の国と地域を、TIER1（基準を満たす）、TIER2・TIER2 WATCH LIST（基準は満たさないが努力中）、TIER3（基準を満たさず努力も不足）に分類している。TIER2 WATCH LISTとTIER3は監視対象国。2005年、日本はTIER2に分類されている。日本では、アジア、中南米等からの女性・子供らが性産業で働かされ、また、その主要な到着地の一つであることが指摘された。

### 諸外国の人身売買に関する取り組み

#### <北米>

**米国**は、人身取引に関する包括的な連邦法を制定し、国内のみならず対外的にも積極的な取組みを行っている。

**カナダ**は、議定書の批准に先立ち、25年ぶりに移民難民保護法を改正して、人身取引に関する規定を盛り込んだ。

---

#### <欧州>

**欧州連合**では、各加盟国が遵守すべき必要最低限の規則として枠組決定が採択され、各加盟国による国内法の整備を行った。イギリス、フランス、ドイツにおける次の法改正作業に、この枠組決定が反映されている。

**イギリス**では、性的搾取に関する「2003年性犯罪法」が制定され、現在は労働搾取に関する「庇護及び移住法案」が審議されている。

**フランス**では、人身取引議定書の批准後に、「国内治安のための法律」が制定されて、刑法典に人身取引に関する規定が設けられた。

**ドイツ**では、従来から法整備が進んでいたこともあり、最近の法改正は、刑法典の児童取引処罰規定にとどまる。

**ロシア**は、人身取引被害者の主要な出身国の一つである。刑法典の改正に伴い、人身取引関係の規定の改正を行い、現在は、人身取引犯罪を予防し、訴追し、被害者を保護するための法案が審議されている。

---

#### <アジア>

**中国**は、人身取引被害者の目的地国であるとともに、主要な出身国の一つである。1994年に施行された国際的な人身取引を取り締まる法律に基づき独自の取組みを行っている。

**韓国**は、人身取引被害者の目的地国であるとともに、通過国、出身国でもある。米国国務省の人身取引報告書で、当初、もっとも評価の低い第3層に位置付けられたが、その後、性売買実態調査、広報活動などの取組みを積極的に展開した結果、現在では、もっとも評価の高い第1層に格付けされている。

**タイ**は、人身取引被害者の主要な出身国の一つである。「1997年人身取引法」を中心に、被害者の保護・援助を含めた取組みがなされ、さらに地域的・国際的な取組みについても、積極的に行っている。

フィリピンは、人身取引被害者の主要な出身国の一つである。議定書を批准した後、人身取引に関する包括的な法律を制定した。

#### <大洋州>

オーストラリアは、人身取引被害者が100名に満たないという理由から米国国務省の人身取引報告書に取上げられていないが、人身取引被害者の目的地国として、周辺諸国と協力して包括的な取組みを行っている。

(上記は2004年2月末においてである。直後に、韓国では、「性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律」と「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」が成立し、ドイツなどにも若干の動きが認められる。)

## 参考文献

- ・「諸外国における人身取引に関する動向」

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/220/022001.pdf#search>

- ・「人身売買の防止をめぐる国際的動向と日本の課題」

[http://www.hurights.or.jp/newsletter/J\\_NL/056/04.html](http://www.hurights.or.jp/newsletter/J_NL/056/04.html)

- ・「人身売買報告書の判断基準に対する疑念広がる 2005/06/15」

<http://www.news.janjan.jp/world/0506/0506158388/1.php>

- ・Wikipedia 「人身売買」

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BA%BA%E8%BA%AB%E5%8F%96%E5%BC%95>

- ・Yahoo!百科事典 「人身売買罪(じんしんばいばいざい)」

<http://100.yahoo.co.jp/detail/%E4%BA%BA%E8%BA%AB%E5%A3%B2%E8%B2%B7%E7%BD%AA/>

・京都YMCA・APT編『人身売買と受け入れ大国ニッポン その実態と法的課題』明石書店,2001

- ・JNATIP編『人身売買をなくすために 受入大国日本の課題』明石書店,2004

・国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を抑止し及び処罰するための議定書 平成17年6月8日 国会承認

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty162\\_1.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty162_1.html)